

雨水等の道路側溝接続に関する取扱基準

この基準は、名張市（以下「市」という。）が管理する道路側溝又は水路に雨水又は合併浄化槽処理水を放流する場合の取扱いに関して必要な事項を定めるものである。

第1 定義

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路側溝 道路上の雨水排水機能を有する側溝、街渠、集水柵等の排水施設をいう。
- (2) 水路 雨水排水機能を有する河川又は水路（農業用施設を除く。）をいう。
- (3) 雨水 宅地内に降った雨水をいう。
- (4) 処理水 浄化槽法（昭和58年法律第43号）に適合する合併処理浄化槽から放流される処理水をいう。
- (5) 流下能力 道路側溝又は水路が流下させることができる流量をいう。
- (6) 流量計算 道路側溝又は水路が雨水を適正に流下させられるか計算したものをいう。
- (7) 設置者 雨水又は処理水を放流する管路等を設置した者をいう。

第2 接続に係る手続

雨水又は処理水を市が管理する道路側溝又は水路に放流するため、管路等を接続しようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める承認又は許可を受けなければならない。

- (1) 市道認定済路線の道路において、官民境界に道路側溝が設置されている場合道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認
- (2) 市道認定済路線の道路において、官民境界に道路側溝が設置されていない場合道路法第32条の規定による許可
- (3) 法定外公共物の場合名張市法定外公共物管理条例（平成15年条例第44号）第4条の規定による許可

- 2 市長は、前項各号に掲げる場合に応じて行う承認又は許可に当たっては、道路法、名張市法定外公共物管理条例その他関係法令の規定のほか、第3に規定する基準を加え、これらを審査するものとする。

第3 管路等の接続基準

雨水又は処理水を市が管理する道路側溝又は水路に放流するために行う管路等の

接続に係る基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水の場合

- ① 流下能力に余裕があると認められること。
- ② 道路側溝の幅が300ミリメートル以上であること。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- ③ 宅地の集水面積が500平方メートル以上の場合は、三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づき流量計算を行うこと。
- ④ 接続する放流管の口径が100ミリメートル以下であること。
- ⑤ 放流水に土砂等が混入しない構造上の対策がとられていること。
- ⑥ 水利権者がある場合は、当該水利権者へ放流についての協議を実施していること。

(2) 処理水の場合

- ① 流下能力に余裕があると認められること。
- ② 接続する放流管の口径が100ミリメートル以下であること。
- ③ 対象処理人口が10人以上の場合は、三重県宅地等開発事業に関する技術マニュアルに基づき流量計算を行うこと。
- ④ 水利権者がある場合は、当該水利権者へ放流についての協議を実施していること。なお、水利権者がいない場合は、地域代表者との協議を行うこと。
- ⑤ 第2第1項各号に掲げる手続を行う場合は、誓約書（別記様式）を添付すること。
- ⑥ 原則として、公共下水道又は農業集落排水事業（第4第2号において「公共下水道等」という。）の供用開始区域以外であること。
- ⑦ 放流水質について、BOD（生物化学的酸素要求量）が1リットル当たり20ミリグラム以下であること。

(3) 接続の構造等

- ① 道路側溝又は水路の排水機能並びに車両及び歩行者の通行に影響を与えない構造で接続すること。
- ② 接続箇所は、吸出しによる周囲の沈下を防ぐため適切な方法で固定すること。
- ③ 接続する管路は、道路側溝又は水路から宅地内に水が逆流しないように必要な措置を講ずること。

第4 放流の条件

市長は、第2第1項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める承認又は許可をするときは、次の各号に掲げる条件を付するものとし、道路側溝又は水路の管理上必要

があると認められるときは、これらと別に条件を付することができる。

- (1) 接続部分に破損等の不具合が生じた場合は、設置者の責任において速やかに補修を行うこと。
- (2) 公共下水道等が整備され放流が可能となった場合には、下水道施設への切り替えを行い、道路側溝又は水路を原状に回復すること。
- (3) 処理水を放流する場合は、水質基準を厳守し関係法令の定めるところにより合併処理浄化槽を適正に維持管理すること。
- (4) 水質等に関して、市長又は他の行政機関から指導を受けたときは、速やかに必要な措置を講じること。
- (5) 水質が第3に規定する基準を満たさない場合は、道路側溝又は水路への放流を取りやめること。
- (6) 雨水又は処理水の放流に起因して問題が生じた場合は、設置者の責任において解決すること。

第5 承諾又は許可の取消し及び原状回復

市長は、第3に規定する基準又は第4の規定による条件に適合しなくなったときは、道路法第71条又は名張市法定外公共物管理条例第10条の規定により、第2第1項各号に定める承認又は許可を取り消すことができる。

- 2 設置者は、第2第1項各号に定める承認又は許可を取り消されたときは、直ちに当該承認又は許可に係る物件を撤去し、設置者の負担で原状に回復しなければならない。

第6 その他事項

名張市住宅地造成事業等に関する指導要綱（昭和46年8月1日制定）の適用を受ける場合は、この基準を適用しない。

附 則

この基準は、令和3年6月1日から実施する。

誓約書

年 月 日

名張市長

宛て

浄化槽設置者(管理者)

住 所

氏 名

連絡先

合併処理浄化槽処理水を道路側溝又は水路へ放流するため、当該側溝等に取り付けする排水管の接続を申請するに当たり、下記のことを誓約します。

記

1. 公共下水道等が整備されたときは、公共下水道等へ切替えを行い、排水管を除去し道路側溝又は水路を原状に回復します。
2. 処理水の放流に当たり、関係法令の定めるところにより適正に維持管理を行います。また、改善を行う必要が生じた場合は、速やかに実施します。
3. 放流水質に関して、市長又は他の行政機関から指導を受けたときは、必要な措置を速やかに講じます。
4. 処理水の放流に当たり、関係する団体（水利権者、地域代表者等）への協議は実施しています。
5. 処理水の放流に起因して問題が生じた場合は、誠意を持って解決に当たります。